

沖縄県立看護大学大学院再入学規程

(平成29年12月20日研究科委員会決定)

改正 平成30年2月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学大学院学則(以下「学則」という。)第17条に規定する再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 再入学の入学資格については、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 学則第25条の規定により退学した者又は第26条の規定により除籍された者に該当する者であること。
- (2) 退学又は除籍になった日から起算して、経過年数が3年以内であること。

2 再入学は、1回に限りこれを認める。

(入学志願手続き)

第3条 再入学を志願する者は、所定の期日までに再入学願書に入学考査料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(再入学の時期)

第4条 再入学の時期は、学則第10条に則り、原則として学年の始めとする。ただし、教育上の支障がない場合は、後学期の始めとすることができる。

(再入学年次)

第5条 再入学を許可する年次は、退学若しくは除籍時に在籍していた年次又はそれに引き続く年次とする。

(再入学者の選考及び選考方法)

第6条 再入学志願者に対しては、研究科教務委員会及び志願領域の研究指導教員で選考の上、研究科委員会の議を経て、学長が合格を決定する。

2 選考方法は出願書類及び面接結果によるものとする。

(再入学手続及び再入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(既修得単位の認定等)

第8条 前条の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに再入学年次及び在学すべき年数は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(再入学の適用規程)

第9条 再入学した者には、再入学年度の学則及びその他諸規程を適用する。

ただし、成績の評価及び判定、修了要件については、入学時の履修規程による。

附則

この規則は、平成29年12月20日から施行する。

附則

この規則は、平成30年2月21日から施行する。